

盗難保険 普通保険約款

<目次>

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (保険の目的の範囲)
- 第3条 (保険金をお支払いする場合)
- 第4条 (お支払いする保険金の額)
- 第5条 (他の保険契約がある場合の保険金の額)
- 第6条 (保険金をお支払いしない場合)
- 第7条 (保険期間)
- 第8条 (ご契約時の告知義務)
- 第9条 (ご契約後の通知義務)
- 第10条 (保険契約者の住所変更)
- 第11条 (保険契約が無効となる場合)
- 第12条 (保険契約者による保険契約の解約)
- 第13条 (保険契約の取消し)
- 第14条 (保険金額の調整)
- 第15条 (重大事由による解除)
- 第16条 (保険料の払込方法)
- 第17条 (保険料の払込み)
- 第18条 (保険料不払の場合の保険金支払)
- 第19条 (保険契約が失効となる場合)
- 第20条 (保険料の返還または請求)
- 第21条 (保険契約の継続)
- 第22条 (損害発生の場合のお手続き)
- 第23条 (保険金の請求)
- 第24条 (保険金をお支払いする時期)
- 第25条 (残存物および盗難品の所有権)
- 第26条 (保険金お支払い後の保険金額)
- 第27条 (損害発生後の保険の目的の減失)
- 第28条 (評価人および裁定人)
- 第29条 (保険金請求権の行使期限)
- 第30条 (代位)
- 第31条 (保険証券不発行に関する特則)
- 第32条 (保険契約者の変更)
- 第33条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)
- 第34条 (破産)

第35条（訴訟の提起）

第36条（準拠法）

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
この約款	盗難保険普通保険約款をいいます。
普通約款	
被保険者	保険証券等記載の被保険者およびその者と同居する者をいいます。 （被保険者は個人に限ります。）
保険金を受け取るべき者	第23条（保険金の請求）第5項に規定する被保険者の代理人をいいます。
当社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
保険証券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、当社が作成し、郵送または電磁的方法で保険契約者に交付する書面をいいます。
継続証	保険契約を継続した際に、新たに保険証券を発行しないで、保険証券に代わるものとして、当社が作成し、郵送または電磁的方法で保険契約者に交付する書面をいいます。
保険証券等	保険証券および継続証をいいます。
入居物件	被保険者が入居する保険証券等記載の戸室または建物をいいます。 共同住宅や共同事業所の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいいます。
動産	被保険者が所有する動産（金銭を含みます。）をいいます。（個人用の動産に限ります。）
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
保険金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社から受け取る金銭のことをいいます。保険金の種類は、損害保険金です。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険証券等に記載されています。
再調達価額	損害が生じた時および場所における動産と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた時および場所における動産の価額をいいます。

損害	盗取、き損または汚損による損害をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
風災	台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
ひょう災	ひょう（積乱雲から降る大粒の氷）によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪こう水によって生じた事故を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
貴金属等	1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
保険期間	当社が保険責任を負う期間をいい、保険証券等記載の保険始期日（保険期間の初日）に始まり、保険証券等記載の保険終期日（保険期間の最終日）に終わります。
保険契約者の住所	保険証券等記載の保険契約者の住所をいいます。ただし、第10条（保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合はその住所をいいます。
事故通知日	第22条（損害発生の場合のお手続き）第1項で通知した日をいいます。
電磁的方法	電子メールによる伝達の方法、インターネットサイトの閲覧による伝達の方法、および磁気ディスクその他これに準ずる方法により情報を記録したものによる伝達の方法をいいます。
置き配	入居物件の敷地内の被保険者が指定した場所（玄関前、置き配バッグ、宅配ボックス、車庫、物置など）に配達業者が非対面で動産を届けるサービスのことをいいます。

## 第2条（保険の目的の範囲）

1 保険の目的の範囲は、被保険者が入居する保険証券等記載の入居物件および入居物件と同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に収容されている動産とします。ただし、次に掲げるものは、動産に含まれません。

- (1) 自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）。
- (2) 有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印

紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの。

(3) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。

(4) 動物および植物等の生物。

(5) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。

(6) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの。

(7) 商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。

(8) その他保険証券等記載のもの。

2 次に掲げるもので被保険者の所有するものは、動産に含まれます。

(1) 畳または建具類。

(2) 電気・ガス・冷房・暖房設備その他の付属設備。

(3) 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備。

#### 第3条（保険金をお支払いする場合）

当社は、この約款に従い、日本国内において、盗難によって動産に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出を行い、受理された場合に限りです。

#### 第4条（お支払いする保険金の額）

1 当社が、第3条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金としてお支払いする額は損害の額とし、損害の額は下表の通りとします。但し、第2項の限度額を上限とします。

	盗取の損害	き損または汚損の損害
貴金属等、金銭以外の動産	再調達価額をお支払いします。	再調達価額を上限とし、盗難事故発生直前の状態に復旧するための費用とします。
貴金属等	時価額をお支払します。	時価額を上限とし、盗難事故発生直前の状態に復旧するための費用とします。
金銭	盗取された金銭の額をお支払します。	金銭が使用できない状態の場合は、き損または汚損した金銭の額をお支払します。金銭が使用できる状態の場合は、損害保険金はお支払しません。

2 第1項の損害保険金の限度額は、1回の事故につき下表の通りとします。

	盗取・き損・汚損の損害
貴金属等、金銭以外の動産	保険金額を限度とします。
貴金属等	1個または1組ごとに30万円または保険金額のいずれか低い額を限度とし、1回の事故につき50万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

金銭	20万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
<p>3 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された動産を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害保険金としてお支払いする額に含まれるものとします。</p>	
<p>第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額）</p> <p>1 当社は、第3条（保険金をお支払いする場合）の損害を担保する他の保険契約（認可特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含む、以下同じ）がある場合には、他の保険契約がないものとして計算された支払責任額の合計額が、別表1に掲げる支払限度額をこえるときは、次の各号によって計算した額を、保険金としてお支払いします。</p> <p>（1）他の保険契約から保険金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額。</p> <p>（2）他の保険契約から保険金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。</p>	
<p>第6条（保険金をお支払いしない場合）</p> <p>1 当社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>（1）保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。</p> <p>（2）被保険者でない者（以下「甲」といいます。）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、甲または甲の法定代理人（甲が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、甲の他に保険金を受け取るべき者（以下「乙」といいます。）がいる場合には、乙が受け取るべき保険金については、お支払いします。</p> <p>（3）動産の使用もしくは管理を委託された者、または被保険者と生計を共にする者の故意。</p> <p>（4）動産の紛失または置き忘れ。</p> <p>（5）次のいずれかの事故の際における動産の紛失または盗難。</p> <p>①火災。</p> <p>②落雷。</p> <p>③破裂または爆発。</p> <p>④給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。</p> <p>⑤風災、ひょう災、雪災。ただし、入居物件またはその一部（窓、扉、その他の開口部を</p>	

含みます。)が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

⑦騒じょうおよびこれに類似の集団行為（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為。

(6) 動産が入居物件から持ち出された間に生じた盗難。ただし、入居物件の軒下にある動産、置き配により届いた動産または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。

2 当社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金をお支払いしません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。)

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

(3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(4) (3) 以外の放射性放射または放射能汚染。

#### 第7条（保険期間）

保険期間は、保険証券等に記載された保険始期日の0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。

#### 第8条（ご契約時の告知義務）

1 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、当社が告知を求めた次の各号（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(1) 保険契約者の氏名または名称。

(2) 被保険者の氏名。

(3) 被保険者の入居物件の住所。

2 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 第2項の事実がなくなった場合。

(2) 当社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。

(3) 保険契約者または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 当社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とはかかわりありません。

5 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

6 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第9条（ご契約後の通知義務）

1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、郵送または電磁的方法により、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

(1) 保険契約者の氏名または名称を変更したこと。

(2) 被保険者の氏名を変更したこと。

(3) 被保険者の入居物件の住所を変更したこと。

2 当社は、保険契約者または被保険者が第1項（3）の事実が発生しているにもかかわらず、第1項の手続きを怠った場合には、第1項（3）の事実が発生した時または保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、保険契約者が第1項（3）の通知を行ったと仮定したときに、その通知内容を当社が承認していたと認められる場合、かつ保険契約者に故意または重大な過失がない場合は、保険金をお支払いします。

3 第1項の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の通知をしなかったとき、または、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

4 第3項の規定による解除が第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じたときから、解除がなされたときまでに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。この規定は、第7項の規定とはかかわりありません。

5 第4項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

6 第3項の規定は、当社が、同項の規定による解除の原因を知ったときから1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じたときから5年を経過した場合には適用しません。

7 第3項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第10条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券等記載の住所を変更したときは、保険契約者は、郵送または電磁的方法により、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第11条（保険契約が無効となる場合）

保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。

（1）保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。

（2）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

#### 第12条（保険契約者による保険契約の解約）

1 保険契約者は、郵送または電磁的方法により、当社所定の書面にて当社に通知することにより、この保険契約を解約することができます。

2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第13条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第14条（保険金額の調整）

1 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

2 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社

に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第15条（重大事由による解除）

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（1）保険契約者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

（2）被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

（3）被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

（4）保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。

①反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

②反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

④法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（5）前4号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前4号の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 当社は、被保険者が第1項（4）①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

3 第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後に、第1項または第2項の規定による解除がなされた場合であっても、第1項各号の事由または第2項の解除の原因となる事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。

4 保険契約者または被保険者が第1項（4）①から⑤までのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項

(4) ①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

5 第1項または第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第16条（保険料の払込方法）

1 保険契約者は、保険料をコンビニエンスストア払い、銀行振込、クレジットカード払い、当社または団体による集金のうち、当社が指定する方法により払い込まなければなりません。

2 当社は、保険契約者がコンビニエンスストア、銀行、当社または団体へ払込みを行った日に、当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、団体への払込みは、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。

(1) 団体が、当社と保険料団体集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結し、集金契約に基づき保険料の集金ができる団体であること。

(2) 保険契約者が、集金契約を締結した団体の所属員であること。所属員とは、団体に所属または団体を構成する社員、職員、組合員、会員等をいい、団体の代表者を含みます。

3 第2項にかかわらず、当社は、保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、当社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）を保険料払込日とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。

(2) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。

4 第3項の承認がなされる場合において、保険契約者がインターネットの保険申込画面にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに当社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。当社が第3項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、インターネットの保険申込画面または電子メールにより保険契約者に対しその旨を通知します。

#### 第17条（保険料の払込み）

1 保険料は月払いとします。

2 保険契約者は、第1回目の保険料（以下「初回保険料」といいます。）として1ヶ月分を保険始期日までに、第2回目以降の保険料として保険始期日の1ヶ月後以降各月の保険始期日当日までに1ヶ月分を払い込まなければなりません。継続契約においても同様とし

ます。

3 初回保険料払込日と保険期間の初日が同一日の場合において、初回保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、当社は保険金を支払いません。

4 当社は、保険契約者が、初回保険料を保険始期日までに払わなかったときは、初回保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第18条（保険料不払の場合の保険金支払）

1 当社は、保険契約者が、初回保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、初回保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

2 当社は、保険契約者が、第2回目以降の保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、第2回目以降の保険料の払込期日の属する月の保険始期応当日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

3 当社は、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険料を払い込むべき払込期日に払込みがない場合でも、保険契約者が、当該保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料全額を払い込んだ場合、もしくは、保険料払込猶予期間満了日の翌日以降において、当該保険料全額を支払うべき保険金の額から差し引いた場合には、保険金をお支払いします。

#### 第19条（保険契約が失効となる場合）

1 保険料払込猶予期間までに、払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は失効します。

2 第1項の規定により、保険契約が失効したときは、保険料を返還しません。

3 第1項の規定による失効日は、保険料払込猶予期間満了日の翌日とします。

4 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

(1) 動産の全部が滅失した場合。

(2) 動産の全部を譲渡した場合。

#### 第20条（保険料の返還または請求）

1 当社は、第8条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日が属する月の保険料は返還ませんが、その翌月以降の保険料は全額返還します。

2 当社は、第8条（ご契約時の告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

3 当社は、第9条（ご契約後の通知義務）第3項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日が属する月の保険料は返還ませんが、その翌月以降の保険料は全額返還します。

4 当社は、第9条（ご契約後の通知義務）第3項の危険増加が生じた場合または危険が

減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

5 当社は、保険契約者が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については、この限りではありません。

6 当社は、第11条（保険契約が無効となる場合）第1項（1）の場合は保険料を返還しません。ただし、当社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。

7 当社は、第11条（保険契約が無効となる場合）第1項（2）の場合は、無効日が属する月の保険料は返還ませんが、その翌月以降の保険料は全額返還します。

8 当社は、第12条（保険契約者による保険契約の解約）第1項の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、解約日が属する月の保険料は返還ませんが、その翌月以降の保険料は全額返還します。

9 当社は、第19条（保険契約が失効となる場合）の場合は、失効日が属する月の保険料は返還ませんが、その翌月以降の保険料は全額返還します。10 第13条（保険契約の取消し）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。

10 第13条（保険契約の取消し）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。

11 第14条（保険金額の調整）第1項の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

12 第14条（保険金額の調整）第2項の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、請求日が属する月の保険料は返還ませんが、その翌月以降の保険料は、減額する保険金額に相当する保険料を返還します。

13 第15条（重大事由による解除）第1項（1）の規定により、当社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

14 第15条（重大事由による解除）第1項（2）から（5）または第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日が属する月の保険料は返還ませんが、その翌月以降の保険料は全額返還します。

第21条（保険契約の継続）

1 当社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「継続案内書」といいます。）を郵送または電磁的方法により通知します。

2 第1項の継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、郵送または電磁的方法により、当社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第8条（ご契約時の告知義務）の規定を適用します。

3 当社は、第1項の規定により継続案内書を送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を継続します（以下「継続契約」といいます。）。以後、継続契約が満了する都度同様とします。

4 当社は、保険契約を継続した場合には、継続証を保険契約者に送付します。

5 継続契約に適用する保険料（付帯される特約の保険料を含みます。）は、各継続契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。

6 継続契約に適用する普通保険約款、特約条項および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。

#### 第22条（損害発生の場合のお手続き）

1 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。

2 当社は、第1項の通知を受けたときは、事故が生じた入居物件を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。

3 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

#### 第23条（保険金の請求）

1 当社に対する保険金請求権は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。

2 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを、当社への事故通知日からその日を含めて30日以内に当社に提出しなければなりません。なお、この期間を超えた場合でも、保険金請求権が時効消滅しない限り、保険金をお支払いします。

（1）保険金請求書。（所轄の警察署あてに被害の届出を行い、受理された際に発行される受理番号を記載したものに限り。）

（2）損害品明細書。

(3) 損害品明細書の記載内容を証明できる購買記録等の書面。

(4) 他の保険契約の有無および内容（既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。）を確認するための書面。

(5) その他、当社が第24条（保険金をお支払いする時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定めたもの。

3 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

5 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の(1)から(3)までに該当する者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と生計を共にする配偶者。（法律上の配偶者に限ります。）

(2) (1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と生計を共にする3親等内の親族。

(3) (1)および(2)に規定する者がいない場合または(1)および(2)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または(2)以外の3親等内の親族。

6 第5項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

#### 第24条（保険金をお支払いする時期）

1 当社は、被保険者が第23条（保険金の請求）第2項の手続きを完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係。

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無。

(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。

2 第1項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号))に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。 180日

(2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会。 90日

(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査。 60日

(4) 第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査。 180日

3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

4 当社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

#### 第25条(盗難品の所有権)

1 盗取された動産について、当社が第3条(保険金をお支払いする場合)の損害保険金をお支払いする前にその動産が回収されたときは、動産の回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったとみなします。

2 盗取された動産について、当社が第3条(保険金をお支払いする場合)の損害保険金をお支払いしたときは、その動産の所有権その他の物権は、動産の再調達価額に対する保険金の割合によって、当社に移転します。

3 盗難によって金銭がき損または汚損し、使用できない状態となり、当社が第3条(保険金をお支払いする場合)の損害保険金をお支払いしたときは、き損または汚損した金銭の所有権は、き損または汚損した金銭の総額に対する保険金の割合によって、当社に移転

します。

4 第2項または第3項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額を当社に支払って、その動産その他の物権を取得することができます。

#### 第26条（保険金お支払い後の保険金額）

当社が保険金をお支払いした場合においても、第19条（保険契約が失効となる場合）第4項（1）の場合を除き、この保険契約の保険金額は減額されません。

#### 第27条（損害発生後の保険の目的の滅失）

当社は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときは、当該損害に係わる動産が、当該損害の発生後に、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故によらずに滅失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

#### 第28条（評価人および裁定人）

1 再調達価額または損害の額の程度について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。この場合において、評価人の間でも意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつ負担するものとします。

#### 第29条（保険金請求権の行使期限）

第3条（保険金をお支払いする場合）の規定による請求権は、保険の目的に損害が生じたときの翌日から起算して3年を経過した場合には、これを行使することはできません。

#### 第30条（代位）

1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額。

（2）前号以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額。

2 第1項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第31条（保険証券不発行に関する特則）

1 当社は、保険契約者と保険証券不発行の合意が得られた場合には、保険証券を発行し

ません。ただし、保険契約者から発行の申し出があった場合は、速やかに発行するものとします。

2 第1項に該当する契約については、電磁的方法により保険契約内容を閲覧できるようにします。

3 第2項の電磁的方法により提供された保険契約内容を、保険証券等の記載事項とみなし、普通保険約款を適用します。

4 第2項の閲覧可能期間は、保険始期日から保険終期日後3年間とします。ただし、解約、解除、失効、無効の場合は、保険終期日を各発生日と読み替えます。

### 第32条（保険契約者の変更）

1 保険契約締結の後、保険契約者は、弊社の承認を得て、この約款および適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

2 第1項の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を弊社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの約款および適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第33条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

1 この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、弊社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2 第8条（ご契約時の告知義務）および第9条（ご契約後の通知義務）において、被保険者が2名以上である場合は、弊社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の被保険者を代理するものとします。

3 複数の被保険者が同居する入居物件において、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の被保険者を代理するものとし、他の被保険者はこれに同意しているものとします。代表者以外の被保険者が保険金の請求を行ったとしても、当社は重複して保険金を支払いません。

4 第1項から第3項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う弊社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

5 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

6 保険契約者は、保険期間の途中で、被保険者を追加または削減することができます。

### 第34条（破産）

- 1 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は保険契約を解除することができます。
- 2 保険契約者が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

第35条（訴訟の提起）  
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）  
この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

別表1（第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額））

第3条 （保険金をお支払いする場合）		支払限度額
損害保険金の額	貴金属等	1個または1組ごとに30万円（他の保険契約に、限度額が30万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）、1回の事故につき50万円（他の保険契約に、限度額が50万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
	金銭	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円（他の保険契約に、限度額が20万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
	上記以外	損害の額